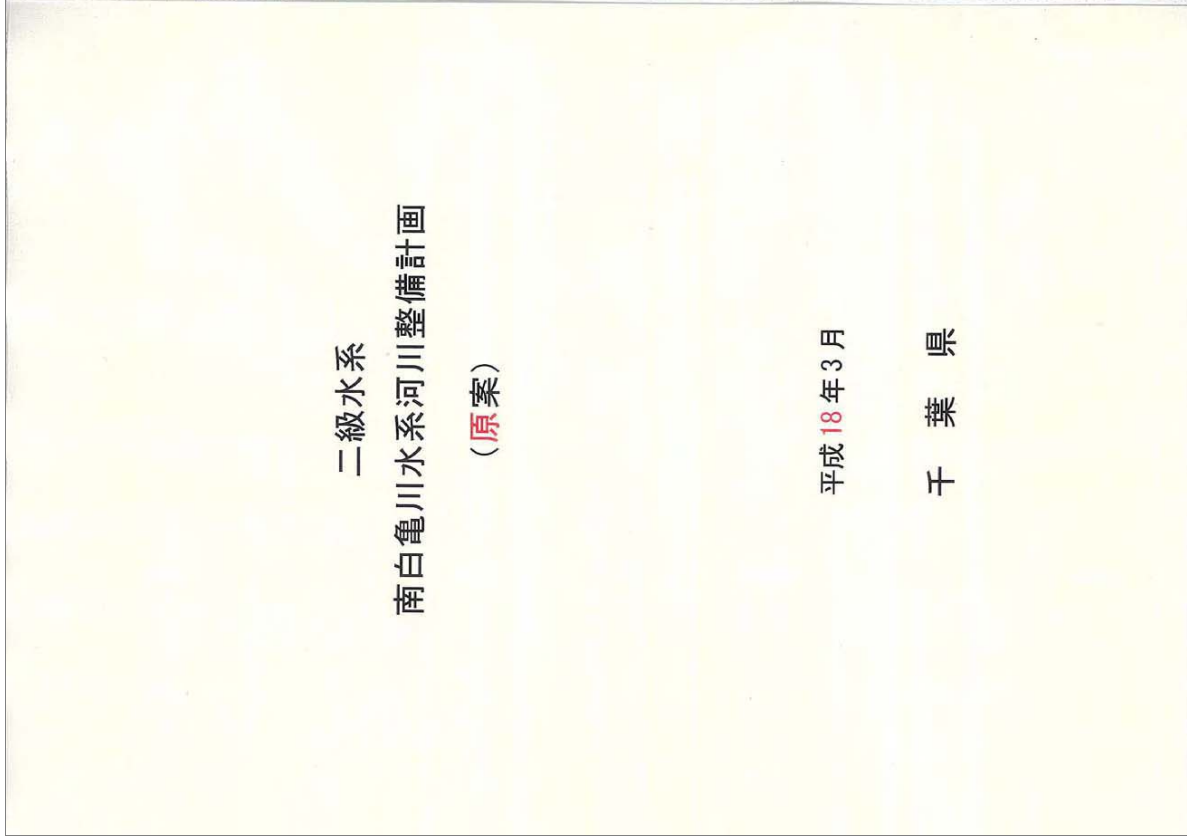
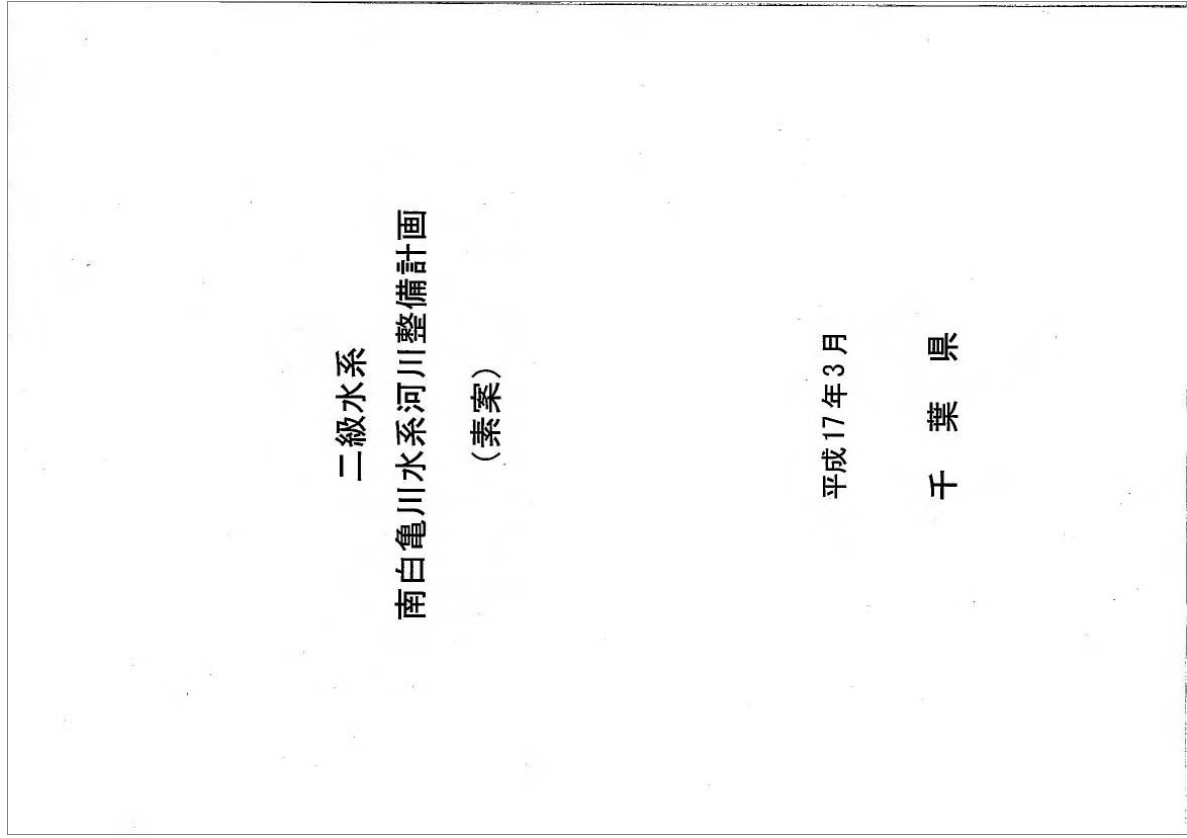




はじめに

我が国の河川制度は、明治29年に旧河川法が制定されて以来、幾たびかの改正を経て現在に至っており、平成9年の河川法改正では、環境に関する近年の国民のニーズの増大等を踏まえて、「治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備」を目的として謳っています。

また、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続を導入することとなっています。

このような背景を踏まえて、南白亀川水系では、学識経験者や地元代表者による「南白亀川流域委員会」を組織し、平成13年2月より計6回の委員会を経て、本河川整備計画（原案）の立案に至りました。

本計画で定めた整備目標については、今後もその達成状況に関するモニタリング（フォローアップ）を継続して行い、流域の社会状況等の変化や新たな知見・技術の進捗等に応じて、適宜、計画内容の見直しを行っていきます。

今までは、社会資本整備の名のもとに河川管理者が主体となって治水工事や環境整備を行ってきましたが、経済構造の変化や河川利用の多様化、水質の悪化、ゴミの不法投棄など複雑化した河川環境の問題を河川管理者のみでは解決できない状況となっています。

元来、流域の水環境は流域住民の共有財産であり、その財産は皆で守っていくべきものです。そこで、流域自治体や住民が河川環境の保全に積極的に取り組み、主体となるべく新しい「川づくり」のしくみが求められています。

本計画では、これら流域全体で取り組んでいくべき事項について、川づくりの計画・実施段階から維持管理に至るまで、その役割分担を明確にするとともに、流域市町村や流域住民等が積極的に参画する「住民参加型公共事業」実現のための「揚づくり」「しくみづくり」についても、今後の流域委員会の中でフォローアップしていきます。

二級水系

南白亀川水系河川整備計画（素案）

目次

1. 南白亀川水系の概要	ページ
1-1 流域の概要	1
1-2 治水に関する現状と課題	1
1-3 河川の利用に関する現状と課題	2
1-4 河川環境に関する現状と課題	3
2. 河川整備計画の目標に関する事項	
2-1 河川整備計画の対象区間	5
2-2 河川整備計画の対象期間	6
2-3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	6
2-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標	7
3. 河川の整備の実施に関する事項	
3-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	8
3-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	14
3-3 河川の整備を総合的に行うために重要な事項	15

二級水系

南白亀川水系河川整備計画（原案）

目次

1. 南白亀川水系の概要	ページ
1-1 流域の概要	1
1-2 治水に関する現状と課題	1
1-3 河川の利用に関する現状と課題	2
1-4 河川環境に関する現状と課題	2
2. 河川整備計画の目標に関する事項	
2-1 河川整備計画の対象区間	4
2-2 河川整備計画の対象期間	5
2-3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	5
2-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標	6
3. 河川の整備の実施に関する事項	
3-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	7
3-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	13
3-3 河川の整備を総合的に行うために重要な事項	14